

令和8年度 沖縄県立島尻特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

1 方針

沖縄県立島尻特別支援学校高等部入学者の選抜は、高等学校(高等部)及び中学校(中学部)教育の正常な充実を期し、障害の種類や程度に応じて、公正かつ妥当な方法で、特別支援学校における教育が必要な者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、本校校長が学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第135条第5項において準用する第90条第1項から第3項の規定により行う。
- (2) 選抜は、入学志願者(以下「志願者」という。)が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 通常の教育課程履修予定者に対して実施する県立高等学校入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、社会、数学、理科、及び英語の5教科について、一般入学志願者に対して行う。なお、英語については、聞き取り検査を実施する。
- (4) 知的教育課程履修予定者に対して実施する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、社会、数学、理科、及び英語の5教科等について、一般入学志願者に対して行う。
- (5) 学力検査は、生徒の実態に応じて、一斉に実施する学力検査問題(県立高等学校入学者選抜学力検査問題又は県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題)以外の本校作成問題を一部の生徒に実施する。
- (6) 一斉に実施する学力検査問題(県立高等学校入学者選抜学力検査問題又は県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題)は県教育委員会が作成し、(5)により実施する学力検査問題等は本校が作成する。

2 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令(昭和28年 政令第340号)第22条の3の規定に該当する知的障害者若しくは肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ11月末日までに志願前相談を受けた者とする。

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を募集年度の3月に卒業又は修了(以下「卒業」という。)見込みの者

イ 中学校等を卒業した者(以下「過年度卒業生」という。)

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

※ 出願にあたっての留意事項

志願者は出願するにあたり、教育課程の理解と適切な進路決定を促すため、本校が実施する志願前相談に参加するものとする。

(2) 募集定員

県教育委員会が別に定める。

(3) 募集区域

対象	区域
ア 知的障害	西原町、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市(豊見城市立長嶺小学校区域に限る。)
イ 肢体不自由	南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市(豊見城市立とよみ小学校区域を除く。)、糸満市

ウ 全県学区	<p>※沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則 第2条第1項ただし書き「別表第2に掲げる区域については、県全域とする。」</p> <p>別表第2</p> <p>伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町</p>
--------	--

(4) 出願期間

出 願 期 間	受 付 時 間	受 付 場 所
令和8年2月2日（月）	午前9時～午後4時まで	本校 小会議室
2月3日（火）	午前9時～午後4時まで	

※ 郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

※ 志願希望者は、11月末日までに本校において志願前相談を受けるものとする。（志願変更及び第2次募集を予定している場合についても同じ。）

(5) 出願手続（提出書類）

ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則により定められた通学区域の1校に出願することができる。（ただし、志願前相談を受けた学校に限る）

※中頭学区のうち、美咲特別支援学校及びはなさき支援学校の区域については、当分の間、通学区域の規則に関わらず本校に出願できるものとする。ただし、出願できる人数については、別途調整することがある。

イ 志願者は、次の書類を出身中学校長又は出身特別支援学校長を通して、本校校長へ出願期間内に一括して提出しなければならない。

(ア) 入学志願書(第1号様式)	全員	
(イ) 住民票謄本 (マイナンバー掲載なし) ※続柄記載あり	全員提出	ただし、次のa及びbの者のみとする。また、出願の日前3か月以内に発行されたものとする。 a 沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの b 志願者が県外の中学校等出身者で、保護者が県内に在住し、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの
(ウ) 健康診断書(第8号様式)	※	※過年度卒業者のみとし、令和8年1月以降に発行されたものとする。
(エ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し(両方を所持している場合は両方の写し)	全員提出	※1 出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。 ※2 「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、各専門医の診断書(第11号様式) ※3 各専門医の診断書は障害の程度が証明可能なものとする。

(オ) 確約及び証明書(第5号様式)		ただし、次のa又はbの者に限る。 a 募集区域のウ（全県学区）から出願する者 b 本校学区外の沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者
(カ) 写真票(第15号様式)	全員提出	写真貼付（規格 4.5cm×3.5cm 程度、正面、上半身、脱帽、出願前6か月以内に撮影したもの、カラー・白黒いずれも可、裏面に氏名及び生年月日を記入）
(キ) 調査書(第2号様式)、または(第2号-2様式) ※(第2号様式) 通常教育課程履修者用 ※(第2号-2様式) 知的教育課程履修者用	全員提出	※1 原則として、第2号様式を使用。特に必要な場合に限って第2号-2様式を使用する ※2 特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は第2号様式を作成する。 ※3 内部進学者（同一校内の中学部から高等部に出願を行う者に限る。）については、個別的教育支援計画、個別の指導計画を調査書に替える。
(ク) 入学志願者名簿(第3号様式)	各校1部	
(ケ) 学区外特別支援学校入学志願書【別記様式(第4条関係)】		※募集区域のア、イ、ウ以外の志願者のみ提出
(コ) 自己申告書(第13号様式)	※	※1 欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書を提出することができる。 ※2 記入は、志願者及び保護者の直筆とする。封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること ※3 提出にあたっては、厳封してよい。
(サ) 学力検査等の際しての配慮願い書(第16号様式)		※ 必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて提出することができる。(学力検査等の際して配慮が必要な生徒、帰国子女等)

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、入学志願書(第1号様式)及び本校校長が必要と認める書類を本校校長に提出しなければならない。

エ 志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続による。

(ア) 「県外からの入学志願のための許可願」(第4号様式)を令和8年1月20日(火)までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。

(イ) 前記(ア)の「許可願」(第4号様式)、と上記2の(5)のイの出願書類のほか、本校学校長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(6) 志願変更及び手続

ア 志願変更

(ア) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学校に出願した者のうちで、出身中学校長等及び志願先特別支援学校長が適当と認めた者は、志願変更を行うことができる。

(イ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。

(ウ) 本校へ志願変更する者は、返却された入学志願書(第1号様式)に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「2 一般入学」の「(5)出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に本校校長に提出すること。

イ 志願変更の日程

再出願期間	受付時間	受付場所
令和8年2月16日(月)	午前9時～午後4時まで	本校 小会議室
2月17日(火)	午前9時～午後4時まで	

(7) 選抜の方法

- ア 本校校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- イ 選抜委員会は、所定の出願書類、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。
- ウ 面接は、志願者全員について本校校長の定めるところにより実施する。

(8) 学力検査等

ア 期 日 令和8年3月4日(水)、3月5日(木)

イ 検査場 沖縄県立島尻特別支援学校

※通学区域が広域にわたる志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、県教育委員会が設置する委託検査場又は出張検査場で受検することができる。ただし、受検の許可について別途調整することがある。なお、委託検査場又は出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談までに必ず相談すること。

ウ 日程及び時間割等

① I 課程：肢体不自由

※県立高等学校入学者選抜学力検査問題で実施する

	【第1日目】3月4日(水)	【第2日目】3月5日(木)
9:15～9:35	受付、日程説明、諸連絡	受付、日程説明、諸連絡
第1時限 10:00～10:50	国語	社会
第2時限 11:15～12:05	理科	数学
12:10～13:05	昼食(55分)	(2時限目終了後～) 面接
第3時限 13:15～14:05	英語	

(ア) 受検者は、検査時間中、次のものを携行すること。

- ・HB以上の濃さの黒鉛筆(シャープペンシルを含む。鉛筆は、和歌・格言等が印刷されているものは不可。)
- ・定規(三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・三角スケールは不可)
- ・消しゴム
- ・コンパス(分度器付きは不可)

(イ) 受検者は、検査期間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

- ・鉛筆キャップ
- ・鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。)

- ・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のもの
は不可。通信機能を持つウェアブル端末等も不可。）
- ・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から
中身だけを取り出したもの）

※両日とも服装は制服又は式服とし、上履きを持参する。

※検査中、保護者（引率者）は希望する場合、控え場所で待機。昼食は保護
者とともに行う。面接は、受検者の状況を見ながら保護者同伴で行う場合
もある。

※入舎希望の場合は、2日目終了後寄宿舍面接を行う。

②Ⅱ課程一A：知的障害

※県立特別支援学校高等部入学者選抜学力問題で実施する。

	【第1日目】3月4日（水）	【第2日目】3月5日（木）
9:15～9:35	受付、日程説明、諸連絡	受付、日程説明、諸連絡
第1時限 10:00～10:50	国語	社会
第2時限 11:15～12:05	理科	数学
12:10～13:05	昼食（55分）	（2時限目終了後～） 面接 <u>※保護者同伴</u>
第3時限 13:15～14:05	英語	

(ア) 受検者は、検査時間中、次のものを携行すること。

- ・HB以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルを含む。鉛筆は、和歌・格言等が印刷さ
れているものは不可。）
- ・定規（三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・三角スケールは不可）
- ・消しゴム
- ・コンパス（分度器付きは不可）

(イ) 受検者は、検査期間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

- ・鉛筆キャップ
- ・鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。）
- ・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のもの
は不可。通信機能を持つウェアブル端末等も不可。）
- ・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から
中身だけを取り出したもの）

※両日とも服装は制服又は式服とし、上履きを持参する。

※検査中（面接以外）、保護者（引率者）は希望する場合、控え場所で待機。
昼食は保護者とともに行う。

※入舎希望の場合は、2日目終了後寄宿舍面接を行う。

③ II 課程一B：知的障害

※本校で作成した検査問題で実施する。

	【第1日目】3月4日(水)	【第2日目】3月5日(木)
9:15～9:35	受付、日程説明、諸連絡	受付、日程説明、諸連絡
第1時限 10:00～10:50	総合検査1	行動観察
第2時限 11:15～12:05	総合検査2	面接 ※保護者同伴

※両日とも上履きを持参する。

※1日目の服装は制服又は式服、2日目の服装は、中学校指定のジャージ及び体育着とし、体育館シューズ（本人が使用するもの）を持参する。

※検査中（面接以外）、保護者（引率者）は希望する場合、控え場所で待機することができる。

※入舎希望の場合は、2日目終了後寄宿舍面接を行う。

名札（例）

①～③の時間割で受検する際の留意事項

- (ア) 名札(目安5cm×8cm程度)を左胸につける。
- (イ) 保護者は、2日間必ず本校へ同伴し、指定の時間は控え場所で待機する。
- (ウ) 保護者は学力検査の待ち時間を利用し、必要に応じて養護教諭との面談を行う。
- (エ) 医療的行為がある場合は保護者が行き、それに必要な器具、機材は保護者が確保する。
- (オ) 令和8年3月3日(火)16:30～17:00は、検査場の見学ができる。(※要申し込み)

出身校 受検番号 氏名

④ 訪問教育（※R8年は対象者なし）

※本校で作成した検査問題で実施する。

	3月4日(水)または3月5日(木)
場所：受検者自宅 30分程度	総合検査・面接（保護者同伴）

※ 検査の日程及び方法については受検者の健康状態を考慮する。

※ 検査の実施中は保護者同伴とし、医療的行為は保護者が行き、それに必要な器具、機材は保護者が確保する。

エ 検査時間及び配点

- (ア) 県立高等学校入学者選抜学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも50分とし、配点は各60点とする。
- (イ) 県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも50分とし、配点は各60点とする。
- (ウ) 本校作成問題の検査時間は生徒の実態に応じて柔軟に対応し、検査結果は記述等で行う。

(9) 合格発表及び通知

- ア 令和8年3月17日(火)の午前9時に本校において発表(掲示)する。発表(掲示)後、ホームページにも掲載する。

- イ 合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等を通じて合格したことを通知する。
- ウ 合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、本校において（第2次募集の合格発表の日から換算して1月以内）個人情報の保護に関する法律第69条第1項による利用目的内の情報提供として提供（開示）が可能である。

3 第2次募集

合格者が募集定員に満たない場合は、第2次募集を行う。

(1) 出願資格

出願できる者は、前記2（1）に該当する者で県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者、または県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者とする。

(2) 出願期間

出 願 期 間	受 付 時 間	受 付 場 所
令和8年3月18日（水）	午前9時～午後4時まで	本校1階 小会議室
3月19日（木）	午前9時～午後4時まで	

- ※ 郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合は、その限りではない。
- ※ 第2次募集出願時まで特別支援学校の対象であることの証明ができるもの（身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し【両方を所持している場合は両方の写し】）が準備されていることとする。

(3) 出願手続及び提出書類

一般入学の学力検査を受検した者は次の手続きによる。

ア 県立高等学校における学力検査を受検した者は次の手続きによる。

志願者は当該年度に第2次募集を実施する高等学校に出願することができる。更に、本校に併願することができる。（ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。）

イ 県立高等支援学校等における学力検査を受検した者は次の手続きによる。

志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等支援学校等に出願することができる。更に、本校に併願することができる。（ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。）

ウ 出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(7) 第2次募集入学志願書（第9号様式）

(イ) 調査書（一般入学で提出したものと内容は同じもの）

(ロ) 第2次募集志願者名簿（第10号様式）※各校1部

(ハ) 確約及び証明書（第5号様式）（前記2の(5)のイの(ロ) a又はbの者に限る）

(ニ) 住民票謄本（マイナンバーの掲載なし、出願の日前3か月以内に発行されたものとする）
（前記2の(5)のイの(イ) a又はbの者に限る）

(ホ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し（両方を所持している場合は両方の写し）

※1 出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。

※2 「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第11号様式）

※3 各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

(ヘ) 写真票（第15号様式）※併願の場合でも、本校へも提出する。

エ 本校校長は、志願者が学力検査を受検した学校長に次の書類の提供を求める。

(7) 学力検査成績証明書（第14号様式）

(イ) 健康診断書（一般入学で提出のあった者に限る。）

(ロ) 写真票（第15号様式）※一般入試で高等学校を受検した場合はそのまま使用してよい。

- オ 出願書類等の提出を求められた学校長は、当該志願者にかかる前記エの書類を本校校長へ送付する。
- カ 併願の場合は、2次募集志願先校に提出された学力検査成績証明（第14号様式）の写しを2次募集志願先校に求める。
- キ 前記カの出願書類等の提出を求められた学校長は、当該志願者にかかる書類を本校校長へ送付する。

(4) 志願変更及び手続

- ア 志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、高等支援学校等を志願変更することができる。
- イ 本校へ2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書(第9号様式)に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「3 第2次募集」の「(3)出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に本校校長に提出すること。
- ウ 2次志願変更の日程

再出願期間	受付時間	受付場所
令和8年3月23日(月)	午前9時～午後4時まで	本校 小会議室

(5) 選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書（第2号様式、第2号-2様式）、面接等の結果を資料として行う。

(6) 面接期日及び検査場

- ア 期日 令和8年3月25日(水) 午後2時00分～
- イ 検査場 本校高等部教室

(7) 合格発表及び通知

- ア 令和8年3月27日(金)の午前9時に本校において発表(掲示)する。同時に、ホームページにも掲載する。
- イ 本校校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長を通じて合格したことを通知する。

4 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

(1) 申し出等の日程及び手続

ア 日程

申し出期間	受付時間	受付場所
令和8年3月4日(水)	午前9時～午後4時まで	本校1階 小会議室
3月5日(木)	午前9時～正午まで	

- イ 追検査の対象に該当し受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校を通して、「追検査受検希望届」に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、本校へ提出すること。

- (2) 追検査の期日は、令和8年3月9日(月)とし、学力検査の全日程を実施する。
 ア 県立高等学校入学者選抜学力検査問題または県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題で実施する場合

3月9日(月)	
8:30～8:40	受付
第1時限 (9:00～9:50)	国語
第2時限 (10:05～10:55)	理科
第3時限 (11:10～12:00)	英語
12:00～12:45	昼食(45分)
第4時限 (13:00～13:50)	社会
第5時限 (14:05～14:55)	数学
15:05～	面接(15分程度)

- イ 学校作成問題で実施する場合

3月9日(月)
総合検査、行動観察、面接を実施する。

- (3) 持ち物、服装等について
 「2 一般入学」に同じ

- (4) 合格発表

追検査の合格発表は、一般入誌と同日の令和8年3月17日(火)に行う。

5 調査書

- (1) 本校校長は、出身中学校長等の提出した調査書(第2号様式)に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出を求める。なお、虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。
- (2) 調査書の作成方法
- ① 第2号様式
- ア 「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。
- イ ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。
- ウ 記入事項のない欄には斜線を引く。
- エ 「① 各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。
- (ア) 「観点別学習状況」の欄は1年～3年の各学年について十分満足できると判断されるものを○で記入し、○に該当しないところは空欄にする。
- (イ) 「評定」の欄は、絶対評価による5段階の目標に準拠した評価で記入する。
- (ウ) 「総合的な学習の時間の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。

- オ 「② 特別活動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- カ 「③ 行動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- キ 「④ 総合所見」の欄は指導要録に基づいて記入する。なお、特技、資格（例 英語検定、珠算、書道、柔剣道等の級、段位を具体的に記入する。）についても、この欄に記入する。
- ク 「⑤ 出欠の記録」の欄は次のように記入する。
- (ア) 1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。
- (イ) 3年は令和7年12月28日現在で記入する。
- (ウ) 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに（ ）内に内数として記入する。
- (エ) 備考欄は、欠席の正当な理由のあるものについてその数値を記入し、その数が10日以上の場合には、理由もあわせて特記する。（ただし、病欠については回数のみ）また、前記(ウ)で相談・指導を受けた適応指導教室等の施設名を記入する。
- ケ 「⑥ 健康所見」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和8年1月以降に行った健康診断書（第8号様式）を添付する。（病院、診療所又は保健所が発行したもの。）
- コ 令和5年度以前に卒業した者の調査書については、指定された様式で作成すること。
- ② 第2号—2様式
- ア 「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。
- イ ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。
- ウ 記入事項のない欄には斜線を引く。
- エ 「各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。
- (ア) 「学習状況」の欄はA B C Dの評価を記入する。
- (イ) Aの評価は、完全に自身でできる場合。
- (ウ) Bの評価は、部分的な支援があればできる場合。
- (エ) Cの評価は、学習の理解が困難である場合。
- (オ) Dの評価は、学習に臨む準備ができていない場合、或いは興味関心が向かない場合。
- オ 「発達の記録」の欄は、最新の情報で記載すること。
- カ 「出欠の記録」の欄は指導要録に基づいて次のように記入する。
- (ア) 1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。
- (イ) 3年は令和7年12月28日現在で記入する。
- (ウ) 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに（ ）内に内数として記入する。
- キ 「健康と体力」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和8年1月以降に行った健康診断書（第8号様式）を添付する。（病院、診療所又は保健所が発行したもの。）

6 帰国子女等の入学選抜に係る取り扱い

- (1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取り扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。
- (2) 志願者のうち、帰国子女等については、本校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式2）を中学校長等を経て本校校長に提出することができる。
- (3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

7 不登校生徒等入学者選抜に係る取り扱い

- (1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書（第13号様式）を中学校長等を経て本校校長に提出することができる。自己申告書（第13号様式）の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること。
- (2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

8 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取り扱い

- (1) 本校受検の配慮については、「学力検査等に際しての配慮願い書」（第16号様式）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて中学校長等を経て本校校長に提出することができる。
- (2) 内部進学者については、出願時に中学校長等を経て本校校長へ提出する。外部進学者（外部特別支援学校も含む）については、10月末までに中学校長等を経て県立学校教育課へ提出し、出願時にあらためて本校へ提出する。
- (3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

9 入学手続

合格者は、沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）第18条の規定に基づき、令和8年3月27日（金）までに入学手続きを完了すること。

10 合格者オリエンテーション

期日：令和8年3月27日（金）9：30～

場所：本校体育館

11 お問い合わせ先（入学者選抜実施要項について）

沖縄県立島尻特別支援学校

〒901-0411 沖縄県島尻郡八重瀬町友寄160番地

TEL 098-998-8240 FAX 098-998-7655

ホームページ <http://www.simajiri-sh.open.ed.jp/>

高等部入試担当：平良 真弓 前宮 健太郎



【参考資料】

学校教育法第72条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

学校教育法第75条

第72条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

学校教育法施行令第22条の3

法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇.三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの